

そ の 他

36. 税務職員数及び事務分掌

(令和2年4月1日現在)

課	係	職 名 及 び 人 員							課 の 事 務
		課 長	課 長 補 佐	係 長	主 任 主 査	主 査	一 般	係 計	
税 務 課	税 政 係	1	1	1	1	1	-	3	1 諸税の賦課に関すること。 2 税務諸証明に関すること。 3 市県民税の賦課に関すること。 4 固定資産税、都市計画税及び特別土地保有税の賦課に関すること。 5 公図の整理保管に関すること。 6 国有資産等所在市町村交付金に関すること。 7 市税の徴収に関すること。 8 徴収金の嘱託及び受託に関すること。 9 納税相談に関すること。 10 納税思想普及啓発に関すること。 11 口座振替の手続きに関すること。
	市 民 税 係			1	-	3	3	7	
	資 産 税 係			1	1	5	3	10	
	納 税 係			1	-	4	1	6	
計 1課 4係		1	1	4	2	13	7	26	計28人

37. 税務職員の年齢構成

(令和2年4月1日現在)

区分	20歳未満	20歳以上 30歳未満	30歳以上 40歳未満	40歳以上 50歳未満	50歳以上	計	平均年齢
課長・課長補佐	—	—	—	1	1	2	51.0
税政係	—	—	1	1	1	3	43.7
市民税係	—	3	2	2	—	7	32.6
資産税係	—	3	3	4	—	10	35.6
納税係	—	1	3	2	—	6	36.2
計	—	7	9	10	2	28	33.3

注：満年齢で計算

38. 税務職員の在職通算年数

(令和2年4月1日現在)

区分	1年未満	1年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上 7年未満	7年以上 9年未満	9年以上	平均年数
課長・課長補佐	—	—	2	—	—	—	3.5
税政係	—	2	1	—	—	—	2.3
市民税係	3	3	—	—	1	—	1.9
資産税係	3	3	3	1	—	—	2.1
納税係	1	2	1	2	—	—	2.8
計	7	10	7	3	1	—	2.1

注：税務課への配属年数(通算)

39. 市税の税率等(令和2年度)

税 目		賦課期日	納税義務者	課 税 標 準 及 び 税 率																																																												
市 民 税	個 人	1月1日	市内に住所を有する個人 市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で市内に住所を有しない者	○均等割 3,500円 ○所得割 <table><tr><th>課税所得の段階</th><th>税 率</th></tr><tr><td>一律</td><td>6%</td></tr></table>				課税所得の段階	税 率	一律	6%																																																					
	課税所得の段階	税 率																																																														
一律	6%																																																															
法 人	事業年度終了日の翌日から2ヶ月以内に申告	市内に事務所又は事業所を有する法人 上記以外で寮等を有する法人	○均等割 <table><tr><th>資本等の金額</th><th>従業者数</th><th>税 率</th></tr><tr><td>50億円超</td><td>50人超</td><td>3,000,000円</td></tr><tr><td>10億円超 50億円以下</td><td>50人超</td><td>1,750,000円</td></tr><tr><td>10億円超</td><td>50人以下</td><td>410,000円</td></tr><tr><td>1億円超 10億円以下</td><td>50人超</td><td>400,000円</td></tr><tr><td>〃</td><td>50人以下</td><td>160,000円</td></tr><tr><td>1千万円超 1億円以下</td><td>50人超</td><td>150,000円</td></tr><tr><td>〃</td><td>50人以下</td><td>130,000円</td></tr><tr><td>1千万円以下</td><td>50人超</td><td>120,000円</td></tr><tr><td>上記に掲げる法人以外の法人等</td><td></td><td>50,000円</td></tr></table> ○法人税割 法人税額の12.1% (R1.10.1以降開始事業年度は8.4%)				資本等の金額	従業者数	税 率	50億円超	50人超	3,000,000円	10億円超 50億円以下	50人超	1,750,000円	10億円超	50人以下	410,000円	1億円超 10億円以下	50人超	400,000円	〃	50人以下	160,000円	1千万円超 1億円以下	50人超	150,000円	〃	50人以下	130,000円	1千万円以下	50人超	120,000円	上記に掲げる法人以外の法人等		50,000円																												
資本等の金額	従業者数	税 率																																																														
50億円超	50人超	3,000,000円																																																														
10億円超 50億円以下	50人超	1,750,000円																																																														
10億円超	50人以下	410,000円																																																														
1億円超 10億円以下	50人超	400,000円																																																														
〃	50人以下	160,000円																																																														
1千万円超 1億円以下	50人超	150,000円																																																														
〃	50人以下	130,000円																																																														
1千万円以下	50人超	120,000円																																																														
上記に掲げる法人以外の法人等		50,000円																																																														
固定資産税	1月1日	土地・家屋・償却資産の所有者	賦課期日における評価額の1.4% ただし、土地については負担調整等による課税標準額の1.4%																																																													
軽自動車税	4月1日	原動機付自転車・軽自動車・小型特殊自動車・二輪の小型自動車の所有者(使用者)	<table><tr><td rowspan="4">原付</td><td>50cc以下</td><td>2,000円</td><td rowspan="13">軽自動車</td><td rowspan="4">乗用</td><td>四輪以上</td><td></td></tr><tr><td>90cc以下</td><td>2,000円</td><td>営業用</td><td>5,500円</td></tr><tr><td>125cc以下</td><td>2,400円</td><td>※1</td><td>8,200円</td></tr><tr><td>三輪以上</td><td>3,700円</td><td>※2</td><td>6,900円</td></tr><tr><td colspan="2">小型特殊</td><td></td><td rowspan="3">自家用</td><td></td><td>7,200円</td></tr><tr><td>農耕作業用</td><td>2,400円</td><td>※1</td><td>12,900円</td></tr><tr><td>その他</td><td>5,900円</td><td>※2</td><td>10,800円</td></tr><tr><td colspan="2">二輪の小型自動車</td><td>6,000円</td><td rowspan="5">貨物</td><td>営業用</td><td>3,000円</td></tr><tr><td>二輪</td><td>3,600円</td><td>※1</td><td>4,500円</td></tr><tr><td>三輪</td><td>3,100円</td><td>※2</td><td>3,800円</td></tr><tr><td>三輪※1</td><td>4,600円</td><td>自家用</td><td>4,000円</td></tr><tr><td>三輪※2</td><td>3,900円</td><td>※1</td><td>6,000円</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>※2</td><td>5,000円</td></tr></table>	原付	50cc以下	2,000円	軽自動車	乗用	四輪以上		90cc以下	2,000円	営業用	5,500円	125cc以下	2,400円	※1	8,200円	三輪以上	3,700円	※2	6,900円	小型特殊			自家用		7,200円	農耕作業用	2,400円	※1	12,900円	その他	5,900円	※2	10,800円	二輪の小型自動車		6,000円	貨物	営業用	3,000円	二輪	3,600円	※1	4,500円	三輪	3,100円	※2	3,800円	三輪※1	4,600円	自家用	4,000円	三輪※2	3,900円	※1	6,000円					※2	5,000円
原付	50cc以下	2,000円	軽自動車		乗用	四輪以上																																																										
	90cc以下	2,000円				営業用			5,500円																																																							
	125cc以下	2,400円				※1			8,200円																																																							
	三輪以上	3,700円		※2		6,900円																																																										
小型特殊				自家用		7,200円																																																										
農耕作業用	2,400円	※1			12,900円																																																											
その他	5,900円	※2			10,800円																																																											
二輪の小型自動車		6,000円		貨物	営業用	3,000円																																																										
二輪	3,600円	※1			4,500円																																																											
三輪	3,100円	※2			3,800円																																																											
三輪※1	4,600円	自家用			4,000円																																																											
三輪※2	3,900円	※1			6,000円																																																											
					※2	5,000円																																																										
市たばこ税		製造たばこの製造者・特定販売業者・卸売販売業者	紙巻たばこ等1,000本につき 5,692円 (平成30年10月1日～令和2年9月30日まで) 6,122円 (令和2年10月1日～令和3年9月30日まで)																																																													
鉱 産 税		鉱物掘採鉱業者	鉱物の価格 1月の掘採鉱物価格200万円以下 0.7% 〃 200万円超 1.0%																																																													
入 湯 税		鉱泉浴場の入湯客	1人1日につき 150円 ただし日帰り入湯客は1人1日につき 50円																																																													
都市計画税	1月1日	都市計画用途地域内の土地及び家屋の所有者	固定資産税に同じ (都市計画用途地域内) 0.3%																																																													

徴収方法及び納期限	備 考																													
普通徴収 1 期 6月30日 2 期 8月31日 3 期 11月2日 4 期 2月1日	課税標準額＝総所得金額等－所得控除額 個人市民税と個人県民税はあわせて賦課徴収する。 (県民税) ○均等割 2,500円(森林・環境税 1,000円含む)																													
特別徴収 翌月の10日まで(毎月)	○所得割 <table border="1"><tr><th>課税所得の段階</th><th>税 率</th></tr><tr><td>一律</td><td>4%</td></tr></table>	課税所得の段階	税 率	一律	4%																									
課税所得の段階	税 率																													
一律	4%																													
申告納付 事業年度終了後2か月以内																														
普通徴収 1 期 4月30日 2 期 7月31日 3 期 12月25日 4 期 3月1日	(免税点) 土 地 30万円未満 家 屋 20万円未満 償却資産 150万円未満																													
普通徴収 6月1日	※1 賦課期日において初度検査年月より13年経過した車両 ※2 平成27年4月1日以降に新しく新規検査を受けた車両 燃費性能に応じた特例有(軽課:令和2年度のみ) <table border="1"><tr><th colspan="2">軽課(令和元年4月1日以降に 新しく新規検査を受けた車両)</th><th>※A</th><th>※B</th><th>※C</th></tr><tr><td colspan="2">三 輪</td><td>1,000円</td><td>2,000円</td><td>3,000円</td></tr><tr><td rowspan="4">四 輪</td><td rowspan="2">乗 用</td><td>営業用</td><td>1,800円</td><td>3,500円</td><td>5,200円</td></tr><tr><td>自家用</td><td>2,700円</td><td>5,400円</td><td>8,100円</td></tr><tr><td rowspan="2">貨 物</td><td>営業用</td><td>1,000円</td><td>1,900円</td><td>2,900円</td></tr><tr><td>自家用</td><td>1,300円</td><td>2,500円</td><td>3,800円</td></tr></table> ※A 電気軽自動車・天然ガス軽自動車 ※B ★★★★★かつ32年度燃費基準+20%達成の乗用車 ★★★★かつ27年度燃費基準+35%達成の貨物車 ※C ★★★★★かつ32年度燃費基準の乗用車 ★★★★かつ27年度燃費基準+15%達成の貨物車	軽課(令和元年4月1日以降に 新しく新規検査を受けた車両)		※A	※B	※C	三 輪		1,000円	2,000円	3,000円	四 輪	乗 用	営業用	1,800円	3,500円	5,200円	自家用	2,700円	5,400円	8,100円	貨 物	営業用	1,000円	1,900円	2,900円	自家用	1,300円	2,500円	3,800円
軽課(令和元年4月1日以降に 新しく新規検査を受けた車両)		※A	※B	※C																										
三 輪		1,000円	2,000円	3,000円																										
四 輪	乗 用	営業用	1,800円	3,500円	5,200円																									
		自家用	2,700円	5,400円	8,100円																									
	貨 物	営業用	1,000円	1,900円	2,900円																									
		自家用	1,300円	2,500円	3,800円																									
申告納付 毎月 翌月末日まで																														
申告納付 毎月 翌月15日～末日まで	※平成29年9月より課税対象となる事業所なし																													
申告納付 特別徴収義務者(経営者) 翌月15日まで(毎月)	課税免除: 年齢12歳未満の者 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者																													
固定資産税に同じ																														

40. 証明・閲覧等に関する調

(単位＝件・％)

区 分			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
納税証明	1	市・県民税	533	517	597	632	542
	2	固定資産税	60	76	60	106	44
	3	法人市民税	25	29	20	21	19
	4	軽自動車税	26	27	33	23	40
	5	車検用証明	1,594	1,529	1,471	1,403	1,528
	6	完納証明	234	207	318	260	229
所得関係	7	所得証明	1,855	1,750	1,339	1,311	1,119
	8	(非)課税証明	591	479	374	272	268
	9	所得課税証明	5,930	6,238	6,399	5,813	4,764
	10	扶養証明	30	3	2	1	34
	11	営業証明	52	80	77	60	57
不動産関係	12	評価証明	472	494	404	367	368
	13	評価通知	1,091	1,259	1,393	1,326	1,201
	14	公課証明	169	170	200	201	219
	15	評価・課税証明	164	210	203	207	197
	16	納税義務者証明	62	85	73	108	55
	17	名寄帳兼課税台帳の写し閲覧	939	862	865	723	827
	18	固定資産課税台帳記載事項証明	16	7	13	9	6
	19	公図(地籍図)の写し閲覧	677	632	495	541	326
	20	土地課税台帳(抜粋)一覧表の閲覧 (※一筆カードの閲覧)	530	454	438	419	157
	21	住宅用家屋証明	203	250	258	250	216
その他	22	相続税法58条通知	723	812	788	683	789
	23	その他	451	606	588	539	390
小 計			16,427	16,776	16,408	15,275	13,395
支 所 申 請			3,110	3,232	3,129	3,086	2,558
合計	件 数		19,537	20,008	19,537	18,361	15,953
	前 年 比		107.5	102.4	97.6	94.0	86.9
	金 額 (円)		4,027,100	4,176,500	4,078,650	3,880,100	3,010,900
	前 年 比		105.8	103.7	97.7	95.1	77.6

※平成31年3月より、一筆カードの閲覧は廃止し、土地課税台帳(抜粋)一覧表の閲覧に変更しました。

市 税 概 要

2020年（令和2年版）

発 行 日 令和2年11月
編集発行 土岐市市民生活部税務課
〒509-5192
岐阜県土岐市土岐津町土岐口 2101
TEL 0572-54-1111
FAX 0572-54-8948